

ご存知ですか？配分金のこと

配分金には消費税が含まれています！

センターでは、会員の就業に対する発注者さんへの請求は、内税方式(税込み)で行っております。この請求の内訳は、「会員の就業に対する配分金」「配分金に対する定められた事務費及び作業に対してかかった材料費」となっております、これらもすべて内税として消費税を含んだ金額となっております。

消費税法上、会員は「対価を得て役務の提供等を行う事業者」となりますので、納税の義務が生じます。ただし、基準期間内の課税売上高(配分金の金額)が、1,000万円以下となりますので、消費税は免税となっております。

なお、令和5年10月1日から「インボイス制度が導入され、現段階では、会員に支払った配分金に含まれる消費税をセンターが納税することになっています。

この制度につきましては、詳細が決まり次第情報提供いたします。